

2020年5月2日

不動産会社様 各位



株式会社 **タイセイ・ハウジー**

執行役員法人本部長 山本 祐三

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10

緊急事態宣言発令に伴う弊社の対応について(再通知)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご厚情を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、政府は16日、緊急事態宣言の対象地域を既に対象としていた東京など7都府県から全国に広げると表明しました。企業には「オフィス出勤者の7割減」を要請しており、国を挙げて感染拡大防止に取り組む姿勢を示しました。

これを受け、当社としましては、お電話でのお問い合わせ等の対応をすべてメールもしくはFAXに移行させていただいております。

対象期間中、従業員は交代制で出勤し、オフィス出勤者7割減での業務運営に努めております。

当初は5月6日までといたしましたが、現在の感染状況を踏まえ、期間を延長し、当面現在の対応を継続させていただきます。

今後も可能な限り、お客様への安心安全なサービスの提供と従業員の安全配慮に努めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

敬具

記

対象期間 : 2020年4月20日(月) ~ 当面の間

対象業務 : 規定等の問合せ 物件決定連絡 申込書類送付先 契約手続き

営業時間 : 午前11時00分~午後5時30分

連絡先 : 依頼時の送付状に記載のメールアドレスもしくはFAX

東京本部業務課

新規契約手続き FAX : 03-5367-8485

Mail : shinki@taisei6161.com

その他お手続き Mail : info-tokyo@taisei-hs.co.jp

大阪法人業務課

新規契約手続き FAX : 06-6378-6188

Mail : shinki-osaka@taisei6161.com

その他お手続き (更新・解約) Mail : info-osaka@taisei-hs.co.jp

FAX : 06-6378-6162

(契約書返送・受領) FAX : 06-6378-6188

以上